

# 宇美町下水道事業経営戦略

平成29年3月  
宇美町上下水道課

## 宇美町下水道事業経営戦略

団体名：宇美町

事業名：公共下水道事業

策定期日：平成 29 年 3 月

計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度(21年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	50.0人/ha(平成27年度末現在)	流域下水道等への接続の有無	有(多々良川流域下水道に接続)
処理区数	多々良川流域下水道の関連公共下水道として、多々良川処理区の一部となっており、町内1処理区で、宇美処理分区となっている。		
処理場数	流域関連公共下水道で、町内に終末処理場はない。 多々良川流域下水道の終末処理場である「多々良川浄化センター」を利用する。		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	宇美町の公共下水道事業は、計画当初から、多々良川流域下水道に接続する流域関連公共下水道事業としている。 下水道事業での整備が困難な地域として、山間部の集落を浄化槽整備地域とした。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<p>使用水量に関わらず使用料が一律の基本使用料と使用水量に応じて使用料が変動する従量使用料からなる2部料金制で、従量使用料は、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制を採用している。</p> <p>現行の使用料体系は、次のとおり(税抜き)。</p> <table border="0"> <tr><td>基本使用料</td><td>5m<sup>3</sup>まで</td><td>900円</td><td>※0m<sup>3</sup>の場合は、1/2 (450円)</td></tr> <tr><td>従量使用料</td><td>5m<sup>3</sup>を超える場合</td><td>1m<sup>3</sup>につき</td><td>65円</td></tr> <tr><td></td><td>10m<sup>3</sup>を超える場合</td><td>1m<sup>3</sup>につき</td><td>160円</td></tr> <tr><td></td><td>15m<sup>3</sup>を超える場合</td><td>1m<sup>3</sup>につき</td><td>180円</td></tr> <tr><td></td><td>20m<sup>3</sup>を超える場合</td><td>1m<sup>3</sup>につき</td><td>220円</td></tr> <tr><td></td><td>30m<sup>3</sup>を超える場合</td><td>1m<sup>3</sup>につき</td><td>276円</td></tr> <tr><td></td><td>50m<sup>3</sup>を超える場合</td><td>1m<sup>3</sup>につき</td><td>371円</td></tr> </table>	基本使用料	5m <sup>3</sup> まで	900円	※0m <sup>3</sup> の場合は、1/2 (450円)	従量使用料	5m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	65円		10m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	160円		15m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	180円		20m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	220円		30m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	276円		50m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	371円
基本使用料	5m <sup>3</sup> まで	900円	※0m <sup>3</sup> の場合は、1/2 (450円)																										
従量使用料	5m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	65円																										
	10m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	160円																										
	15m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	180円																										
	20m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	220円																										
	30m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	276円																										
	50m <sup>3</sup> を超える場合	1m <sup>3</sup> につき	371円																										
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ。																												
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし																												
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	<table border="0"> <tr><td>平成27年度</td><td>3,150 円</td><td rowspan="3">実質的な使用料*3 (20m<sup>3</sup>あたり) ※過去3年度分を記載</td><td>平成27年度</td><td>3,400 円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>3,150 円</td><td>平成26年度</td><td>3,662 円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>3,070 円</td><td>平成25年度</td><td>3,592 円</td></tr> </table>	平成27年度	3,150 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,400 円	平成26年度	3,150 円	平成26年度	3,662 円	平成25年度	3,070 円	平成25年度	3,592 円															
平成27年度	3,150 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度		3,400 円																								
平成26年度	3,150 円		平成26年度		3,662 円																								
平成25年度	3,070 円		平成25年度	3,592 円																									

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

## ③ 組 織

職 員 数	平成28年4月1日現在 上下水道課長以下7名体制。 課長は、上水道事業と兼務となり、他に課長補佐1名、主に整備工事を担当する下水道業務係に2名、主に使用料、会計業務、維持管理業務を担当する下水道管理係に3名を配置している。
事 業 運 営 組 織	平成19年4月に上水道課と下水道課を統合し、上下水道課となった。平成28年4月1日に地方公営企業法の全部を適用している。

## (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ維持管理業務、マンホールポンプ保守点検業務、排水設備工事完了検査業務を民間業者に委託している。今後経費削減に向けて包括的民間委託を検討する。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

※別添のとおり

## 2. 経営の基本方針

平成28年4月より地方公営企業法の全部を適用し、経営状況の把握に努め、持続的なサービス提供のため、経営の安定化を図る。

下水道事業計画は、完成の目標年度を平成47年度としており、未だ普及促進に努めている。しかしながら、これまでの整備事業に係る公債費負担も大きく、厳しい財政状況にあり、人口減少等による料金収入の停滞、今後見込まれる維持管理費用の増加を考慮し、効率的な施設整備とストックマネジメントの実践による経費の削減に努めるとともに、包括的な民間委託等の検討も行う。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

#### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

平成28年度に下水道全体計画を見直し、完成の目標年度は、平成47年度とした。

今後の整備区域として、赤井手地区、三原地区、宇美污水幹線(17)、障子岳南三丁目地区、障子岳三丁目地区、宇美東三丁目地区を予定している。

点検調査を計画的に実施し、施設の維持管理に努めているが、供用開始が平成7年度末で施設の健全度が高く、改築・更新と判断される施設がないため、維持補修費用を見込んでいる。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

###### ○財源の目標に関する事項

新規整備事業及び、ストックマネジメントに係る費用に国庫補助金、企業債の発行を計画している。また、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の収入確保に努めるとともに、財源確保のため資本費平準化債及び下水道事業(特別措置分)を活用する。

###### ○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

新規接続は、増加しているが人口減少や、水道使用量の減少により使用料収入は、伸び悩んでいる。今後も大幅な增收は見込めない。

###### ○企業債に関する事項

将来の償還金の負担増を抑制するため、建設事業に係る借り入れは、最小限とする。しかし、料金収入の増が見込めないため、運転資金確保のため、下水道事業債(特別措置分)、資本費平準化債を活用する。

###### ○繰入金に関する事項

総務省の繰出し基準に基づき算出される基準額の繰入を一般会計からの繰出金として要望する。

###### ○資産の有効活用に関する事項

投資効果の早期発現、くみ取り便所の解消のため、効率的な整備を実施する。また、水洗化率の向上により使用料収入の確保する。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、人員の増減を見込みず昇給等による増のみを見込んでいる。

その他維持管理に係る経費は増加率を見込んで算出した。

施設の維持管理に係る業務委託は、マンホールポンプ維持管理託業務、管渠施設等の点検調査業務委託を実施しており、今後は、包括的な民間委託による経費削減を検討していく。

施設や接続戸数の増に伴い増加する経費は、今後、人口の減少傾向、上水道使用水量の減少等の影響を検討する。

### (3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかつた検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	新規整備事業については、将来的な公債費負担の軽減の観点から、予算ベースで1.5億円程度としている。改築更新については、今後のストックマネジメントの実践により費用の平準化に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	管路整備事業の早期概成に対する活用の効果を検討する。
その他の取組	該当なし

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	資本費平準化債の活用により使用料改定時期を延伸してきたが、発行可能額の減少と人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれており、収入額の動向により計画期間内での改定の検討の必要性が生じる。
資産活用による収入増加の取組について	平成27年度末現在、約1.7億円の基金を保有しており、わずかながら運用益を得ている。収支状況から積み立て増は、見込めない。今後増収を見込むことは難しい。
その他の取組	ストックマネジメント計画の策定により、点検調査と将来の改築事業に国の交付金を活用する

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理業務の包括的民間委託を検討し、経費削減に努める。PPP/PFIの導入効果を検討する。
職員給与費に関する事項	平成27年度末の組織体制を維持することとし、事業の進捗により増員も検討する。
動力費に関する事項	電力自由化に伴い、経費削減のため購入先を検討する。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく点検調査により、必要な修繕を行っていく。
委託費に関する事項	包括的民間委託の導入を検討し、経費削減に努める。
その他の取組	流域下水道への維持管理負担金について、福岡県及び関連町と協議し、単価の見直しを行う。

### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、原則として5年ごとに見直しを実施する。
---------------------	--------------------------------